

令和8年度 食品適正表示推進者講習会 確認問題【答え】

※ 学習後の確認用にご活用ください（提出不要）

★以下の文章について、正誤を答えてください。（※下線が誤っている箇所です。）

1. 食品表示法（品質事項）

（×）マグロのトロと赤身を盛り合わせたものは、加工食品に該当する。

※ マグロのみ（同種混合）であるため、生鮮食品に該当する。

（○）生鮮食品は、名称と原産地の表示が義務付けられている。

（○）原料原産地は、重量割合上位1位の原材料が義務表示の対象である。

（×）ふるさと納税返礼品（食料品）は、食品表示が一切不要である。

※ 中間委託事業者と返礼品取扱事業者（製造業者、提供事業者）の間では、通常の食品表示基準の表示が必要。それ以外の場合もアレルギーや牛肉の場合の個体識別番号の表示等は必要。

（×）内容量について、特定商品以外は単位を明記して表示する必要はない。

※ 必ず単位を明記して表示する。特定商品は使用する単位が限定されている。

2. 食品表示法（衛生事項）

（○）特定原材料は、えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生、カシューナッツの9品目である。

（×）マヨネーズは、卵を含むことが明らかなのでアレルギーの表示を省略できる。

※ 特定加工食品及びその拡大表記は廃止されたため、省略はできない。

（○）保存料を使用する場合は、用途名と物質名を併せて表示する必要がある。

（×）製造日から賞味期限までの期間が30日を超えるものは、期限表示を「年月」で表示できる。

※ 期限表示を「年月」で表示できるのは、3ヶ月を超えるもの。

（○）製造所固有記号は、原則、同一製品を2箇所以上の工場で製造する場合に限り使用できる。

3. 食品表示法（保健事項）、健康増進法

（×）栄養成分表示は、「熱量、炭水化物、脂質、たんぱく質、食塩相当量」の順に表示する。

※ 必ず「熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量」の順。

（○）「食品表示基準に定めがない成分を表示する場合は、栄養成分表示と区別して表示する。

（×）「ノン〇〇」や「〇〇ひかえめ」は、「低い旨」の栄養強調表示である。

※ 「ノン〇〇」は「含まない旨」の栄養強調表示。

（○）栄養機能食品は、特に届出をしなくても、国が定めた表現によって機能性を表示できる。

（×）機能性表示食品は、疾病の治療や予防を目的としたものである。

※ 疾病に罹患している人、未成年者、妊産婦、授乳婦は対象外。

4. 景品表示法

（×）景品表示法は不当表示を禁止する法律であり、過大な景品類については禁止していない。

※ 「不当な表示の禁止」「景品類の制限及び禁止」を定めている。

（×）セールストーク（訪問販売・電話）は、景品表示法の「表示」にはあたらない。

※ 景品表示法は「口頭による公告（電話も含む）」も「表示」にあたる。

- (○) 合理的な根拠がない効果・性能の表示は優良誤認表示とみなされる。
- (○) 不当な二重価格表示は、有利誤認表示にあたるおそれがある。
- (×) 商品・サービスの利用者に対し、くじ等の偶然性によって提供する景品類を総付景品という。
※ 一般懸賞。総付景品は、懸賞によらず利用者等にもれなく提供される景品類。

5. 米トレサビリティ法

- (×) 米・米加工品の取引等の記録は、原則 1年間保存する。
※ 記録の保存期間は、原則 3 年間。
- (×) せんべいなどの米菓は、米トレサビリティ法の対象品目には該当しない。
※ 米穀だけでなく米飯類、もち、だんご、米菓なども対象品目に該当。
- (○) 米・米加工品の取引等の記録を作成・保存していなかった場合には、罰則規定が適用になる。
- (○) 一般消費者に米・米加工品を販売する場合には、産地情報の伝達を行う必要がある。
- (×) 米・米加工品を他の事業者へ譲り渡す場合には、産地情報の伝達を行う必要はない。
※ 伝票等又は商品の容器・包装への記載により、産地情報の伝達が必要。